

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社においては、企業理念「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」に基づき、今後の継続的な企業成長を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を企業経営の重要課題の一つと位置づけ、経営の透明性を高めるとともに、監督機能の強化と意思決定の迅速化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松下 剛	17,821,470	45.24
株式会社Mコーポレーション	6,360,000	16.15
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,216,700	8.17
MTG持株会	895,074	2.27
河越 誠剛	670,600	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	499,200	1.27
吉岡 裕之	288,000	0.73
株式会社協和	271,600	0.69
佐川印刷株式会社	243,600	0.62
川嶋 光貴	240,300	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無 松下 剛

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 グロース

決算期 9月

業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、一般の取引条件と同様の適切な条件である場合を除き、支配株主との取引は行わないことを基本方針としております。万が一、支配株主との取引が見込まれる際には、取締役会等において取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性を十分に検討した上で意思決定をすることにより、少数株主の利益の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋 昭夫	他の会社の出身者													
大畠 豊	他の会社の出身者													
井関 新吾	公認会計士													
清水 綾子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 昭夫			高橋氏は、大和証券株式会社の出身者であり、同社は当社上場時においての副幹事証券会社という位置付けではございましたが、当社との間にそれ以外の人間関係、資本関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係を有していません。	<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 ></p> <p>高橋昭夫氏は、これまで株式会社大和証券グループ本社取締役、大和証券株式会社代表取締役副社長などの要職を長年に渡り歴任しております。その豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の社外取締役として、健全な経営活動に大きく貢献しております。取締役会及びガバナンスに関連する各委員会においてリーダーシップを発揮するとともに、前事業年度より指名・報酬委員会の委員長に就任し、委員会の効率的・効果的な運用を通じてコーポレート・ガバナンスの充実に寄与しております。今後さらに当社のコーポレート・ガバナンス強化及び経営全般に寄与できるとの判断から、社外取締役として選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 ></p> <p>同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
大畠 豊			-	<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 ></p> <p>大畠豊氏は、東証一部上場企業で法務・審査、企業のリスク管理などの分野において国内外で管理職を歴任し、その後、常勤監査役も長年務めるなど、コーポレート・ガバナンスの実践に相当程度の経験があります。これまでの豊富な職務経験に裏打ちされた実績と高い専門性のもとに、当社の監査等委員である社外取締役として、取締役会の機能強化をはじめとしてコーポレート・ガバナンスの構築に貢献してまいりました。上記の理由から、今後もコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 ></p> <p>同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>

井関 新吾	-	<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 > 井関新吾氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人及び会計事務所での長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の見識を有しております。また、経営に直接関与することはもとより、アメーバ経営を通じた経営改善に関する知見及び経験も有しております。これらの経験と見識をもとに、当社の監査等委員である社外取締役として事業の健全性を指導し、取締役会の機能強化に貢献してまいりました。上記の理由から、今後もコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 > 同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
清水 綾子	-	<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 > 清水綾子氏は、弁護士の資格を有しており、法律事務所における長年の経験から、企業法務全般に関する相当程度の見識を有しております。また、当社の他にも監査等委員としての経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として、特に法務リスクへの対応及び指導をとおして取締役会の機能強化に貢献してまいりました。今後も当社のリスクマネジメントの強化並びにダイバーシティの促進に貢献していただけるとの判断から、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 > 同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は、使用人である内部監査室員に監査等委員の職務を補助させております。当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する決定には、監査等委員会の同意を要することを当社の規程にて定めております。また、当該使用人の業務執行取締役からの独立性及び監査等委員会からの命令の実行性を確保するため、当該使用人は取締役等(監査等委員である取締役を除く)の命令を受けないこととしております。加えて、取締役及び人事本部はこれを他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、会計監査若しくは内部監査の状況や結果を監査等委員会で報告する等、相互に情報を共有する機会を設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

当社は取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資するため、2021年9月より取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。当委員会は当社の取締役会規程に基づき、任意の委員会として設置しており、その構成に関しては、3名以上の委員で構成し、そのうち過半数を独立社外取締役とすることとしております。また、現在の委員会の構成は、委員が5名、そのうち独立社外取締役が3名となっており、独立社外取締役を委員長として運営をしております。当委員会は、取締役の選任及び解任を含む指名に関する事項、取締役の個人別の報酬等の決定方針(以下、「役員報酬の決定方針」という。)を含む報酬に関する事項等について取締役会へ答申することとしております。前事業年度においては5回開催され、委員の全員が参加し、役員報酬の決定方針の改定、議渡制限付株式報酬制度の導入を含む役員報酬制度に関する取締役会の諮問に対して答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

4名

その他独立役員に関する事項

社外取締役は東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダーの視点で意見をすることができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な人材を選任しております。なお、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は業績向上に対する役職員の意欲や士気を高めることを目的として2016年度及び2017年度にストックオプションを発行しております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して、業績連動報酬としての賞与及び当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上、株主の皆様と同じ視点での価値共有の促進を目的とする長期インセンティブとして、株式報酬を支給することとしております。業績連動報酬としての賞与及び株式報酬の詳細は、「-1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。なお、有価証券報告書におきまして、役員区分ごとの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬の決定方針及び決定方法を2022年10月19日の取締役会において、次のとおり決議いたしました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、構成員の過半数が独立社外取締役である指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。

(1)基本理念

当社は企業理念「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」の実現に向けた企業活動を行います。「一人ひかる」の「一人」とは従業員個人であり、従業員一人ひとりが夢を持ち、明るく前向きにひかり輝く素晴らしい人生を歩めることを大切にします。「皆ひかる」の「皆」とは、全従業員、株主様、お客様、そしてパートナー企業様を指します。「何もかもひかる」の「何もかも」とは社会全体を指し、持続可能な地球環境への配慮はもちろん、人類社会の進歩発展に貢献し、世界中の人々の生活を健康で美しく豊かにすることを目指します。このような企業理念の実現に向け、従業員の積極的な挑戦とコーポレート・ガバナンスの向上を促進し事業の持続的成長の原動力となる役員報酬制度であることを目的とします。

(2)基本報酬を含む報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬の水準は、役員報酬の基本理念及び当社の経営における各取締役の役割と責任に基づき設定します。報酬水準の検討に際しては、当社の経営環境や外部調査機関による報酬市場データ(当社と同規模企業群の報酬水準)をもとに分析を行ったうえで、指名・報酬委員会においてその妥当性を検証のうえ設定しております。

当社におけるあらゆるステークホルダーとの意識共有を促し、短期及び中長期の業績向上にバランスよく指向する報酬制度とするため、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、株式報酬によって構成することとしております。

社外取締役及び監査等委員である取締役については、経営の監督機能という役割と独立性を考慮し、基本報酬のみとしております。

なお、取締役には退職慰労金を支給しません。

基本報酬

基本報酬は取締役の役位、掌管範囲及び職務に応じた適切な水準で設定するとともに、これらに変更もしくは外部環境の変化が生じた場合に、適宜見直しを行うものとします。

基本報酬は毎月現金で支給します。

業績連動賞与

業績連動賞与は短期インセンティブとして位置付け、当社グループの単年度連結業績に基づき算出し、年に一度、現金で支給します。評価指標は、本社及び管掌部門の売上高、利益の計画達成度とし、変動報酬の中間値に対して0%(不支給)から200%までの範囲で決定します。

株式報酬

株式報酬は当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上、株主の皆様と同じ視点で価値共有を促進することを目的とする長期インセンティブとして、報酬総額の一定割合を譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)にて支給します。

(3)報酬決定のプロセス

当社は、役員報酬の決定方針を、社外取締役(独立役員)を委員長とし社外役員が過半を占める指名・報酬委員会が審議し、取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重して決議することとしております。

この報酬決定方針に基づき、毎年度、指名・報酬委員会が役員報酬体系を検討し、基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬の割合と算出方法の妥当性を市場動向なども踏まえて検証することとします。

また、各年度の取締役の報酬も同様に、報酬決定方針に基づき設計された具体的な報酬体系・指標に基づき、指名・報酬委員会の審議・答申のもと、取締役会にて決定することとします。なお、取締役の業績連動賞与算定に必要な業績評価・定性評価については、指名・報酬委員会が実施することとします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会に付議される事項は、事務局より社外取締役に對し、会日に十分に先立って資料を提供するとともに、必要に応じて情報提供の機会を提供しております。また、当社の規程で定めた重要な議案については、社外取締役に對する事前の説明を経たうえで上程を行っております。なお、事務局は、社外取締役に対して、その役割・職務遂行に必要なその他の情報の提供や社内の連絡・調整にあたる等の支援を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名、監査等委員である取締役3名、合計9名で取締役会を構成しており、そのうち社外取締役に4名選任しております。社外取締役は東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び会社法上の独立性の要件に基づき選任しております。

取締役会は、原則として毎月1回定期開催し、また、必要に応じて随時機動的に開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行う他、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

(2) 監査・監督

監査等委員会は、企業法務及びリスク管理経験の豊富な常勤の監査等委員の他、弁護士、公認会計士からなる合計3名の社外取締役に構成しております。原則月1回開催する監査等委員会の他、重要な会議に出席する等して取締役の業務執行及びコーポレート・ガバナンスを監視・監督しております。会計監査は、PwC京都監査法人と監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査が実施されます。その他、内部監査室を設置し内部監査業務を実施しております。

(3) 指名及び報酬決定

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の選定の際は、候補者の「光フィロソフィ」「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の実践度、グループ経営への貢献度や経験を踏まえ、知見の網羅性や多様性に配慮の上、指名・報酬委員会にて、当社の規程に定めた取締役の要件に照らして審議した後、取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重して決議することとしております。監査等委員である取締役候補の選定の際は、持続的な企業価値向上に向けて企業の健全性を確保するために、法律、財務会計、経営等の専門的知見を有する候補者を指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもって、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決議することとしております。また、選任された取締役の報酬決定については、役員報酬の決定方針に基づき設計された具体的な報酬体系・指標に基づき、指名・報酬委員会の審議・答申のもと、取締役会で決議することとしております。なお、社外取締役は、上記の選定時に東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び会社法上の独立性の要件に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダーの視点で意見を述べる事ができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な候補者を代表取締役が推薦することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、独立役員としての要件を満たしている社外取締役に4名選任し、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しております。この体制のもと当社取締役会は、受託者責任・説明責任を認識し、企業価値の持続的向上を導くために、その役割・責務を適切に果たすことができると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化に努め、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、株主総会日の設定に関しては集中日を避けるよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の要約した招集通知を作成し、自社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 URL:https://www.mtg.gr.jp	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を、本決算及び第2四半期決算発表時の年2回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アジアの海外機関投資家を中心に、個別訪問、Web会議等を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL:https://www.mtg.gr.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室長がIR担当執行役員を担い、経営企画室内にIR広報部を専任部署として設置しております。	
その他	【個別面談対応】 個別の面談申込みにつきましては、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。 【決算説明会の動画配信】 当社にて開催した決算説明会の様子は、当社ホームページにて動画で配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念である「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」を実現するために、主体的に遵守する基本原則として、コンプライアンスマニュアルを策定し、社員はもとより、取引先、お客様、業界、世の中、株主の皆様のための環境づくりを行い、地球環境、地域社会への影響に常に配慮した企業活動を行うことを定めております。また、役員及び全従業員への定期的なコンプライアンス研修を通じ、周知啓蒙に努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2018年11月1日に設立したグループ会社「五島の椿株式会社」においては、長崎県五島列島に古来、自生する五島椿を活用した事業展開を行い、花や種といった、年に一度の収穫時期に限られたものだけでなく、葉、枝、果皮、そして五島市商工会が発見した「五島つばき酵母」、歴史、文化に至るまで、あらゆる側面から調査・研究を実施し、知られざる力を発見することで、新たな事業創発を目指しています。過疎化と高齢化が進む五島列島において、五島椿の価値を高め、広く知っていただくことにより、Uターン者の誘致と、雇用を増やし、列島全体の活性化を支援します。 また、2020年8月に立ち上げた「温肌」をコンセプトに、肌・体・心の関係性を追求して生まれたビューティーブランド「ON&DO」では、容器の設計やリフィル対応によりプラスチックの使用量の削減に努めるとともに、原料となる五島椿の産地である五島列島の海を守る行動としてビーチクリーン活動を行っております。 HYGIENE領域においては、2020年5月に立ち上げた「With Mask」ブランドより、医療従事者をはじめ、必要とするところへ必要なマスクをお届けする活動として、積極的な寄付活動を行っております。2020年9月に立ち上げた@LIFE」ブランドでは、2022年6月に、医療従事者の活動支援を行う特定非営利法人へ、水道水から除菌液を生成することのできる「e-3X」の寄付を行うなど、世の中の安心安全と、健やかな生活の営みに貢献する活動に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、適時開示運用マニュアルにおいて、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示等に関する規則に従って、情報公開を行うこと、また、適時開示規則に該当しない情報であっても、株主や投資家にとって必要であると思われる情報については、積極的に公開することとしております。また、特定の機関または個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、フェアディスクロージャールールに従って公平かつタイムリーな情報開示に努めるとともに、重要な会社情報が生じた場合は、証券取引所に対し遅滞無く報告し、併せて一般への開示を適時に行うことを基本方針に定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款、社内規程等及び社会一般の規範を遵守した事業活動を行うため、行動準則として「コンプライアンス憲章」を定め、コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、モニタリングを含む実効的な体制を構築し、運用する。

当社は、内部通報制度の運用により、違法行為、不正行為等に対する自浄作用の向上を図る。

当社は、内部監査室を設置し、監査等委員会、会計監査人とも連携し、内部監査を独立の立場で実施する。また、随時、問題点や今後の課題などを代表取締役社長に報告する。

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」等に則り、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して保存及び管理する。

取締役、監査等委員会及び内部監査室は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」等に則り、リスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置する。

リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの状況を検証するとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスクマネジメントの見直しを行う。また、これらの活動は定期的に取り締り会等に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については、事前に経営会議等で方針の審議をする。

当社は、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則り、部門長がその責任範囲と権限において、取締役会の決定に基づく業務執行を行う。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

信頼性のある財務報告を重視し、「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備、運用、評価、改善を継続的に行う。

(6) MTGグループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」等に則り、関係会社における経営上の重要な決定事項は取締役会において報告及び決議する。

当社は、内部統制の構築を行い、内部統制に関する協議、情報の共有等が効率的に行われる体制を構築する。

内部監査室は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

(7) MTGの監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当該使用人を、内部監査室に所属する使用人とする。監査等委員会は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く)等の指揮命令は受けないものとする。

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び人事本部は、当該使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保する。

当該使用人については、監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

(8) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人がMTGの監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告する。

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、公益通報者保護法()に基づき、監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止する。

国毎の法律に基づく。

(9) その他MTGの監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。また、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

監査等委員会の職務執行について生じる費用については当社が負担する。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととしています。新規取引先の事前チェック、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

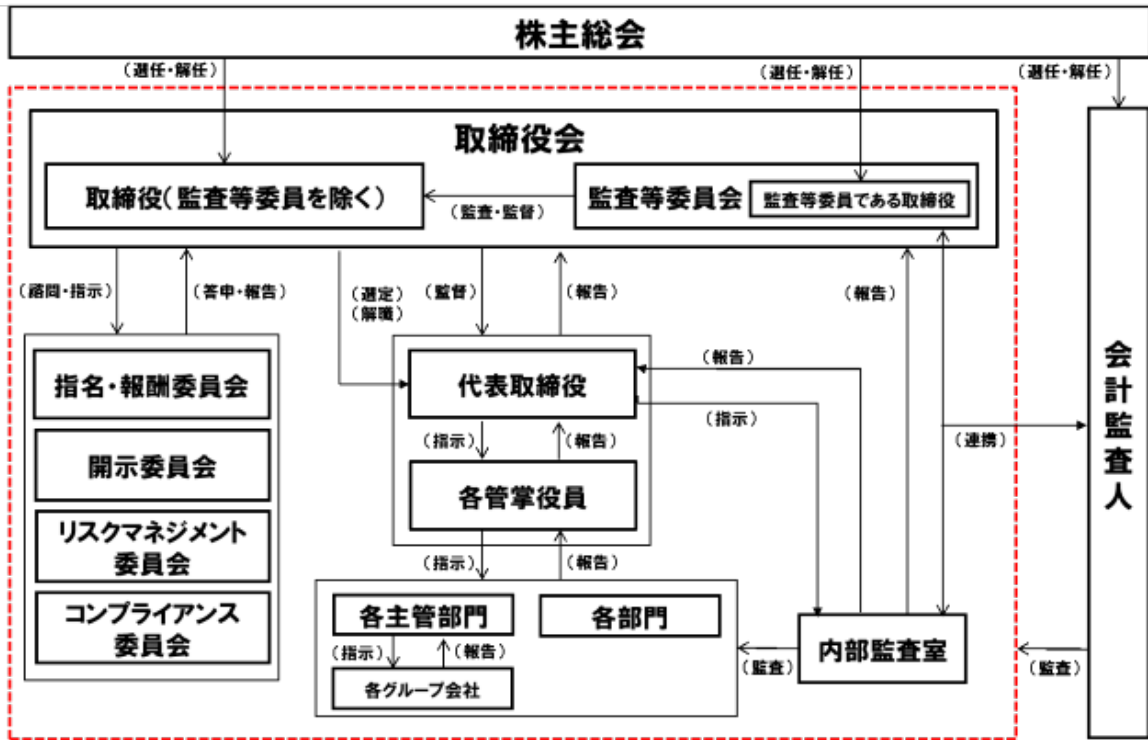
なし

該当項目に関する補足説明

当社では、持続的な企業価値向上が株主に報いるための最重要課題と認識し、買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



<決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー>

<決算に関する情報の適時開示業務フロー>

